

児童手当の支給対象が拡大されました



ことし4月から、児童手当制度が改正され、支給対象が拡大されました。併せて、所得制限額も引き上げられました。改正された内容や受給のための手続きについてお知らせします。

改正された内容

- 対象年齢
(改正前) 小学3年生まで ⇨ (改正後) 小学6年生まで
- 所得制限額の引き上げ
これまで所得制限により、児童手当を受けていなかった人も受給できる場合があります。

新たに受給する場合は、申請が必要です。所得制限額については、世帯の状況で上限が異なりますので、詳しくは市役所子育て家庭課にお尋ねください。

受給のための手続き

- 小学4年生の保護者で、ことし3月末現在本市で児童手当を受給中の場合は、申請の必要はありません。

- 小学5、6年生の保護者と所得制限などで手当を受けていなかった保護者は申請が必要です。

申請には、申請者(主に生計を立てている人)名義の預金通帳、印鑑を持参してください(健康保険証の写しなどが必要な場合があります)。

公務員は、勤務先で手続きしてください。

支給の特例

新たに対象となった人だけは、9月末までに申請すれば最大4月分までさかのぼって支給します。10月以降の申請については、その翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

お尋ね 市役所子育て家庭課
(☎0956-24-1111)

地域福祉「お茶の間トーク」にご参加ください

市では、平成20年度に「地域福祉計画」を作ります。そのための取り組みとして、社会福祉協議会、各地区の福祉対策推進協議会と協力して、地域福祉「お茶の間トーク」を開催します。それぞれの地域の問題とその解決策について、ゲームなどを交え楽しみながら話し合い、より暮らしやすい地域のあり方を考えます。

開催日程(7月10日以降開催分)

地区名	日程	会場
金比良・赤崎地区	7月15日(土)	西地区公民館 2階講堂
	8月5日(土)	
日宇地区	7月29日(土)	日宇地区公民館 2階講堂
	8月26日(土)	
宮地区	8月19日(土)	宮地区公民館 2階講堂

時間はいずれも13時30分から

対 象 各地区にお住まいか勤め先がある、小学生から高齢者まで、どなたでも参加できます

参加方法 直接会場にお越しください



モデル地区で開催されたお茶の間トーク

今後の各地区の開催日程は、随時本紙などでお知らせします。

お尋ね 保健所内・総務企画課
(☎0956-24-1111)

第1回子育て座談会の参加者を募集します



市では、子育て支援の施策について子育て世代の生の声を聞くために、市長との座談会を開催します。子育てについて、市長と語り合ってみませんか。

- と き 8月23日(水) 14時~16時
- と ころ ふれあいセンター(花園町)
- 対 象 就学前児童を持つ市内在住者
- 募集人数 20人程度(応募多数の場合は抽選)
- 応募方法 住所、氏名、年齢、職業、連絡先、お子さんの年齢、「子育てについて市長と話してみたいこと、聞いてみたいこと」を書いて、郵送またはファクスかEメールでお送りください。
- 締め切り 7月25日(火) 郵送は消印有効

子ども連れでの参加もできます(託児あり)。8月10日(木)までに電話または郵送で参加の可否をお知らせします。

あて先、お尋ね
保健所内・総務企画課(☎0956-24-1111)
郵送 〒857-0042 高砂町5-17
ファクス 0956-25-9684
Eメール soukik@city.sasebo.lg.jp

平成19年歌会始

お題「月」

詠進歌の詠進要領

- 一、詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りま。
 - 二、用紙は半紙を使い、毛筆で自書してください。
 - 三、病気や身体障害のため、自書できないときは、点字、代筆、ワープロ、パソコンなどでも詠進することができます。
- ◆代筆の場合「別紙に代筆の理由と代筆者の住所、氏名を書いてください。」
- ◆ワープロ、パソコンの場合「別紙に機器を使用した理由を書いてください。」

あて先

〒10008111、
宮内庁(詠進歌)
住所は不要です。

締め切り

9月30日(消印有効)

お尋ね

宮内庁式部職あてに郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を張った封筒を添えて9月20日までに送りください。宮内庁のホームページにも掲載しています。

記入要領(半紙を横長にして縦書き)

職業	氏名	電話番号	住所	お題「月」
	ふりがな		(山折り)	
	生年月日			

用紙は郵送の際、小さく折っても差し支えありません。